

令和8年度（2026年度）町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税の申告につきましては、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
この手引きを参考にしていただき、申告期間内に申告書をご提出ください。

申告期間 令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）※土・日・祝日を除く

提出場所 長泉町役場 2階 税務課（8:30～17:15）

※提出時に申告内容の確認・書き方の個別指導は行っていません。

（提出前に内容確認を希望される場合、防災センター申告会場で予約受付が必要です）

◎申告書を提出しなければならない方

（1）令和8年1月1日現在、長泉町に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

①所得税の確定申告書を提出される方

②給与所得のみの方で、勤務先から長泉町へ年末調整済みの給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は各支払先へ確認してください）

③公的年金所得のみの方（障害年金・遺族年金等を除く）

④長泉町在住の方の控除対象配偶者・扶養となっている方

※②③に当てはまる方で、源泉徴収票に記載の無い控除（医療費、生命保険料、扶養の追加など）を受けたい場合は、申告が必要です。

※③の方で特定親族特別控除の適用を受けたい場合は確定申告が必要です。

※令和7年中無収入であった場合は簡易申告書を提出してください。

※申告をしないと児童扶養手当・公営住宅等の各種申請や所得課税証明書の交付、国民健康保険税の軽減判定等ができないなど、支障をきたすことがあります。

★電子申告または電子での申告書提出ができます！

eLTAX（地方税ポータルシステム）で電子申告が可能です。

また、ご自身で作成した申告書のデータを電子で提出、または郵送での提出も可能です。

※メールやファックスでの提出はご遠慮ください。

＜ホームページ＞

詳細はホームページをご覧ください。

＜長泉町ホームページ＞

くらし・手続き > 税金

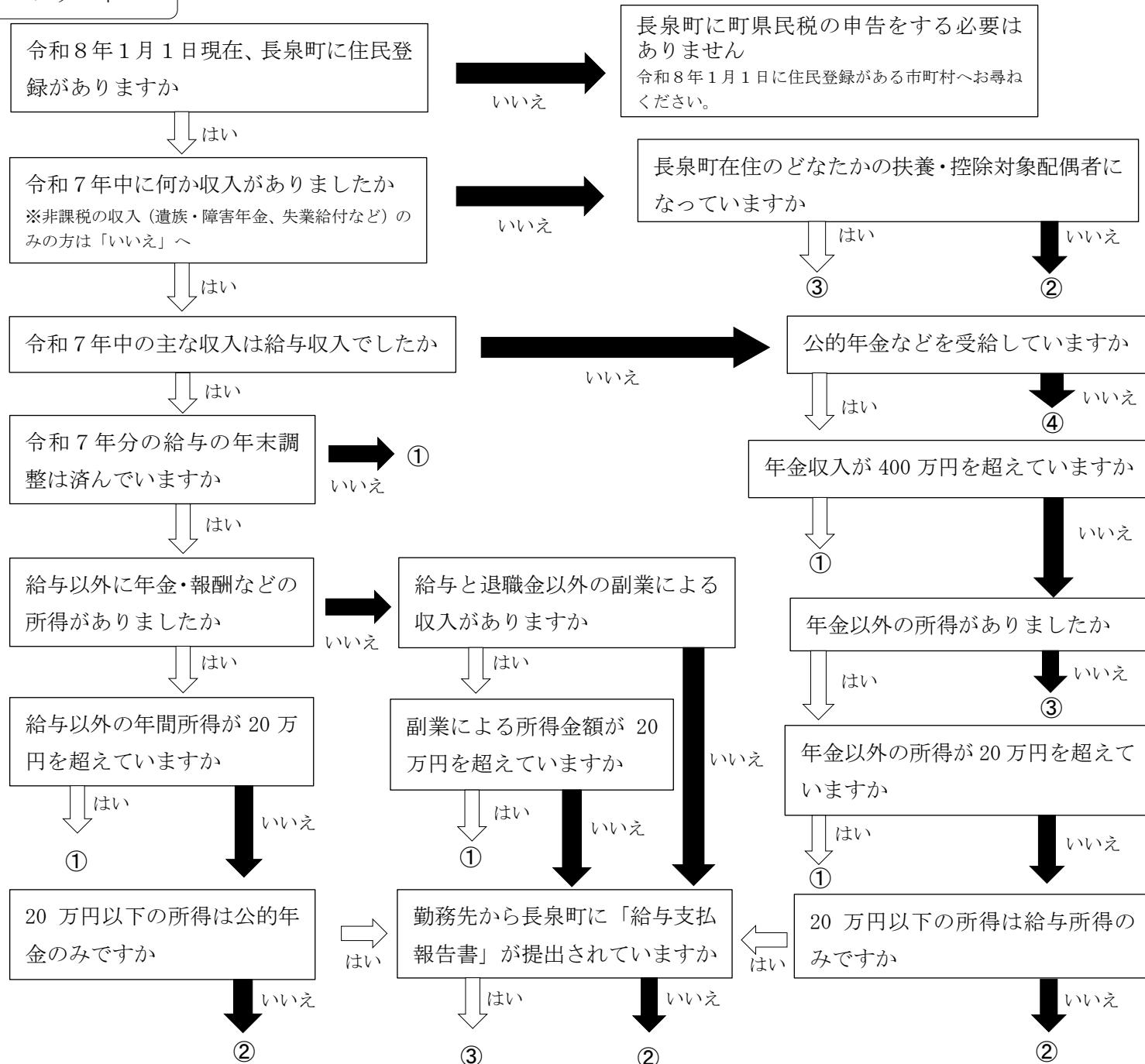
> 申告(確定申告・住民税申告) > 個人住民税(町・県民税の申告)



申告が必要か確かめてみましょう

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)

スタート



判定結果	① 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業所税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
	② 町県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。 ※令和8年度町県民税簡易申告書により収入がなかったことを申告してください。
	③ 確定申告・町県民税の申告は必要ありません	※各種控除を追加することで所得税の還付や町県民税が減額になる場合があります。
	④ 所得税の確定申告または町県民税の申告が必要です	※所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。

◎申告の際に添付する書類（令和7年1月1日～令和7年12月31日までの分が対象）

- マイナンバー関連書類（下記参照）
- 営業・不動産・農業などの収入がある方は収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書など
- 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票の写し
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料（源泉徴収票に記載がある方は不要）・その他の社会保険料等の領収書・納付証明書・控除証明書
- 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）・地震保険料の控除証明書
- 障害者手帳の写し
- 「医療費控除の明細書」（事前に記入してください）※領収書のみの添付は不可
- セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」（事前に記入してください）及び「申告者が一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」

◎マイナンバー関連書類について

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類（番号確認書類と身分証明書）の提示又は写しの添付が必要です。

(1) マイナンバー（12桁）の記載が必要な人

申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者

(2) マイナンバーの確認方法

個人番号カード、通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（番号の記載のあるもの）

※通知カードは令和2年5月25日に廃止となりましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として使用可能です。

(3) 身分証明書の提示又は写しの添付が必要な人

申告者本人、家族が代理で来る場合の代理人（代理で来る家族）

(4) 身元確認の方法 ※個人識別事項の記載のあるものに限る

①原則的な身分証明書（写真付身分証明書等）

運転免許証

特別永住者証明書

運転経歴証明書

税理士証票

旅券

学生証

身体障害者手帳

社員証

精神障害者保健福祉手帳

資格証明書

療育手帳

戦傷病者手証

在留カード

その他の写真付身分証明書

税務署から送付されるお知らせはがき（通知）等

②原則的な身分証明書の提示又は写しの添付が困難な場合（写真なし身分証明書等）

健康保険証（国民健康保険、社会保険等）	住民票の写し又は住民票記載事項証明書
介護保険被保険者証	母子健康手帳
国民年金手帳（基礎年金番号は要マスキング）	源泉徴収票（給与・退職・公的年金等）
児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書	寄付金受領証明書、寄付金の受領証
保険料控除証明書（生命保険等）	不動産登記事項証明書
小規模企業共済掛金払込証明書	上場株式配当等の支払通知書などの支払通知書
学生証	特定口座年間取引報告書・未成年者口座年鑑取引報告書
社員証	その他申告書等に添付された書類で個人識別事項のあるもの
国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書	
納税証明書	
印鑑登録証明書	
戸籍の附票の写し	

★郵送での申告について

郵送で申告をする場合は、マイナンバーカードの写し（表面及び裏面）又は通知カード等（マイナンバー記載の住民票又は住民票記載事項証明書）と身分証明書の写しを同封してください。

また、申告会場は事前予約制となっております。申告書を記入された方は郵送やWebでの申告（1ページにホームページからの申告の案内を掲載しています）をおすすめします。

申告書にマイナンバー、住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・所得や控除等の記入漏れがないことを確認し、押印の上、控除証明書等の必要書類を同封し税務課まで郵送してください。

◎問い合わせ先

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地
長泉町役場税務課住民税チーム 電話 055-989-5506
月～金曜（祝・休日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

町民税・県民税申告書の書き方の説明

※現住所・氏名・生年月日・現在の職業・電話番号・世帯主の氏名・マイナンバーは必ず記入してください。

1 所得金額 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

営業等	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得
不動産	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得
利子	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金に係る所得
配当	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剰余金の分配などの所得 収入金額:源泉徴収税額が差し引かれる前の金額 必要経費:株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子 なお上場株式等に係る配当（所得説 15.315%、住民税 5%が源泉徴収されたもの）に関しては、申告不要となっていますが申告することもできます。 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 配当割額控除額欄には引き落とされた住民税額を記入してください。
給与	俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額）で、源泉徴収票の添付が必要です。 給与所得金額は、『給与所得金額計算表』で算出してください。 特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付のうえ申告してください。
公的年金等	公的年金（厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（一時恩給除く）等）による収入で源泉徴収票の添付が必要です。 公的年金等の所得金額は、『公的年金等の所得金額計算表』で算出してください。
その他もの	互助年金、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料、放送謝金、シルバー人材センターからの配分金などによる所得で、他のいずれにも該当しない所得。個人年金などは掛け金を必要経費として差し引くことができます。詳しくは生命保険会社等の支払証明書を参考にしてください。また、原稿料・講演料などは各項目ごとに、必要経費（交通費、資料作成費等）を差し引いてください。
総合課税の譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得 取得の日以後保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 各資産ごとに収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。
一時	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのような一時的な所得 保険会社等が発行する支払証明書を参考に、各契約ごとに収入（受取金額）から必要経費（掛け金）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

○給与所得金額計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999円以下	0円
651,000円以上 ～ 1,900,000円以下	収入金額 - 650,000円
1,900,001円以上 ～ 3,600,000円未満	収入金額* × 70% - 80,000円
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満	収入金額* × 80% - 440,000円
6,600,000円以上 ～ 8,500,000円未満	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円	6,500,000円
8,500,001円以上 ～	収入金額 - 1,950,000円 - 所得金額調整控除

※表のうち、*印の欄については、給与収入金額を4000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4000を乗じた額を給与収入金額として計算します。

●所得金額調整控除について

対象者	
収入金額が850万円以上で、次の①～④のどれかに該当する方が対象です。	
① 本人が特別障害者。 ② 23歳未満の扶養親族がいる。 ③ 特別障害者である同一生計配偶者がいる。 ④ 特別障害者である扶養親族がいる。	
控除額	
給与収入金額	所得金額調整控除 ※小数点以下端数は切り上げ
8,500,001円以上 ～ 10,000,000円以下	(収入金額 - 8,500,000円) × 10% (最大15万円)
10,000,001円以上 ～	150,000円

○公的年金等の所得金額計算表

(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得金額
65歳未満 (昭和36年1月2日 以後生まれ)	130万円未満	収入金額 - 600,000円*
	130万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円*
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円*
	770万円以上1千万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円*
	1千万円以上	収入金額 - 1,955,000円*
65歳以上 (昭和36年1月1日 以前生まれ)	330万円未満	収入金額 - 1,100,000円*
	330万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円*
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円*
	770万円以上1千万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円*
	1千万円以上	収入金額 - 1,955,000円*

※計算上、マイナスが出れば0円になります。

※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額には含めないでください。

※公的年金等以外の所得の合計所得が1千万円超2千万円以下の場合、表中、*印の金額から10万円マイナスする。

※公的年金等以外の所得の合計所得が2千万円超の場合、表中、*印の金額から20万円マイナスする。

●給与所得と公的年金等の所得の双方を有する場合の調整措置

給与所得金額及び公的年金等の所得金額の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得金額から控除する。

対象者
給与所得と公的年金等の所得の双方を有し、その合計金額が10万円を超える方
控除額の計算方法
公的年金等の所得金額* + 給与所得金額* - 100,000円 = 給与所得から控除できる調整金額

*表のうち、*印の欄については、10万円が上限となり、10万円を超える場合には10万円として計算します。

2 所得から差し引かれる金額

雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が 58万円以下）が令和 7 年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に控除されます。※証明書等添付</p> <p>① (損失額-保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)</p> <p>② 災害関連支出の金額-5万円</p> <p>①か②のいずれか多い方の金額</p>										
医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和 7 年中に医療費を支払った場合。※明細書添付 ※控除の限度額は200万円</p> <p>控除額 = (支払った医療費の額-保険金等で補てんされる額) - (10万円又は総所得金額等の合計額の 5%のいずれか少ない方の金額)</p> <p>※セルフメディケーション税制を選択する場合、OTC医薬品の購入費が12,000円を超えた場合に控除が受けられます。控除の限度額は88,000円。</p> <p>(セルフメディケーション税制控除を受ける場合、通常の医療費控除は受けられません。)</p>										
社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和 7 年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等がある場合に全額控除されます。※領収書等提示（国民年金保険料は証明書等の添付が必要です）</p> <p><u>※配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は控除対象外となります。</u></p>										
小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが令和 7 年中に支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金がある場合に全額控除されます。</p> <p>※支払った掛金額の証明書添付</p>										
生命保険料控除	<p>あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を令和 7 年中に支払った場合、支払った保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に区分して計算し合計します。（合計の限度額 70,000円）</p> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約等は、下記の旧契約の表で計算し、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等と介護医療保険料は下記の新契約の表で計算します。</p> <p>※控除証明書を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> 新契約の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料：すべてのもの 旧契約の一般生命保険料：一契約 9,000円を超えるもの <p>◆新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円
支払った保険料の金額	生命保険料控除額										
12,000円以下	支払った保険料の金額										
12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円										
32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円										
56,001円以上	一律 28,000円										

◆旧契約（平成23年12月31日以前締結分）

支払った保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払った保険料の金額
15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円
40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

※合計適用限度額は、70,000円です。一般の生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記のとおり計算した合計額（上限 28,000円）が控除額となります。

↓生命保険料控除計算表

一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000 円) ① 円	計 (①+②)	(最高 28,000 円) ③
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000 円) ② 円	②と③の 大きい方金額	④ 円
個人 年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000 円) ③ 円	計 (④+⑤)	(最高 28,000 円) ⑥
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000 円) ④ 円	⑤と⑥の 大きい方の金額	⑦ 円
介護 医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額			
※生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けて この表で計算し、⑦の金額を申告書に記入してください。			生命保険料控除額 (イ+ロ+ハ) (最高 70,000 円)	⑧ 円

あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について令和7年中に支払った保険料がある場合に控除されます。※証明書添付

短期損害保険料控除は廃止されました。次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて令和7年中に支払った保険料がある場合には経過措置があります。

※経過措置の対象となる旧長期損害保険料

- ①平成18年12月31日までに締結した契約
- ②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの

	保険料金額	控除額
地震保険料 控除	A 地震保険料整除 50,000円以下	地震保険料の金額 × 1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険料 (経過措置に該当)	B 5,000円以下	保険料の金額
	5,001円から15,000円まで	保険料の金額 × 1/2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円
AとBの両方		A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円

※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合に控除が受けられます。

(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)

◎配偶者控除額換算表

納税者本人の合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般 (70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円
老人 (70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円

障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。

※配偶者のマイナンバーを記入してください。

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下である場合に控除が受けられます。

(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)

◎配偶者特別控除額換算表

配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

※配偶者のマイナンバーを記入してください。

あなたと生計を一にする親族のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合に控除されます。(他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く)

区分	控除額	該当者
一般扶養親族	330,000円	平成22年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く
特定扶養親族	450,000円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方
老人扶養親族	380,000円	昭和31年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方

障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。

※被扶養者のマイナンバーを記入してください。

あなたと生計を一にする親族のうち、平成22年1月2日以後に生まれた方で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合。

(他の所得者の扶養親族等とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)

※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、町民税・県民税の非課税の判定等に必要となります。また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。障害者控除については、障害者控除の欄を参照。

あなたと生計を一とする親族のうち、平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方で、令和7年中の合計所得金額が58万超から123万円以下の場合。

※扶養控除の対象外になるため、税法上の扶養親族には該当しません。

扶養親族の合計所得金額	納税義務者の控除額
580,000円超 950,000円以下	450,000円
950,000円超 1,000,000円以下	410,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	210,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	110,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	60,000円
1,200,000円超 1,230,000円以下	30,000円

あなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に控除されます。

区分	該当者	控除額
①普通障害	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など	260,000円
②特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など	300,000円
③同居特別障害	特別障害のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方	530,000円

※手帳の提示が必要です。郵送の場合はコピーを添付してください。

寡 婦
控 除

該当者		控除額
①	あなたが夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の場合	260,000円
②	あなたが夫と死別した後再婚していない（または夫の生死が不明な）方で、合計所得金額が500万円以下の場合	

※事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外。

本
人
控
除

ひとり親
控 除

該当者		控除額
	あなたが夫または妻と死別・離婚した後再婚していない（または夫または妻の生死が不明な）方で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子）があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下である場合	300,000円
	あなたが未婚のひとり親で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子）があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下である場合	

※事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外。

障害者控除

あなたが上記障害者控除欄の①②と同じである場合。

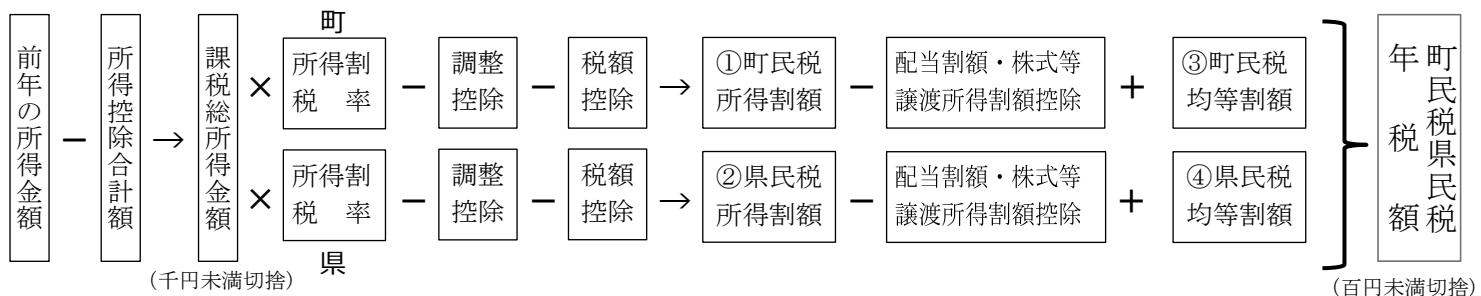
勤 勉 学 生
控 除

該当者		控除額
	あなたが学生・生徒で令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。※学生証等の証明書の添付が必要です（郵送時はコピーを添付）。	270,000円

基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除が受けられます。	
	合計所得	控除額
	～24,000,000円	430,000円
	24,000,001円～24,500,000円	290,000円
	24,500,001円～25,000,000円	150,000円
	25,000,001円～	0円

3 税額の計算方法、税率

町民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



《町民税・県民税の税率》

(1) 均等割

町民税 3,000 円 県民税 1,400 円 森林環境税（国税）1,000 円

※県民税 1,400 円のうち 400 円は「森林（もり）づくり県民税」になります。

※令和 6 年度から均等割と併せて、森林環境税（国税）を徴収しています。

(2) 所得割

課税総所得金額 × 税率 = 所得割額 町民税率 6 % 県民税率 4 %

《税額控除》

○配当所得（利益、配当等）に対する税額控除率

課税総所得金額	町民税	県民税
1,000万円以下	1. 6%	1. 2%
1,000万円を超える場合その超える部分	0. 8%	0. 6%

配当所得金額×税額控除率=配当控除額
私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

○住宅借入金等特別税額控除

（1）対象者

平成21年から令和7年までに入居し、所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方のうち、所得税から控除しきれない控除額がある方（平成19年・20年に入居した方は対象外）

（2）控除される金額

以下の区分において、（1）と（2）のいずれか小さい金額が住民税から控除されます。

- （1）前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- （2）前年分の所得税の課税総所得金額等の5%または7%（次の表のとおり）

居住開始年	控除限度額
平成26年3月以前	所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）
平成26年4月～令和3年12月 ※1	所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）※2
令和4年～令和7年	所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）

※1 平成26年4月から令和3年末までに入居し、かつ、所得税率が8%または10%の場合に限ります。

※2 令和4年末までに「特別特例取得」に該当する住宅に入居した方は、※1の条件を満たす場合と同じ控除限度額となります。

※年末調や確定申告をされると申告は不要です。

※住宅の種類によって控除期間が異なります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

○寄付金税額控除

控除額=①と②の合計額

- ① 基本分 町民税分（寄附金額-2千円）×6%
県民税分（寄附金額-2千円）×4%
- ② 特例分 （寄附金額-2千円）×（90%-所得税の税率（復興特別所得税を含む））
町民税分：上記金額の3/5
県民税分：上記金額の2/5

※②は地方公共団体等へ寄附した場合のみで、所得割額の20%が上限

《配当割額・株式等譲渡所得割額控除》

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、町民税は3/5を、県民税は2/5を乗じたものをそれぞれの所得割から控除します。

《調整控除》

平成 19 年度から、税源移譲に伴い生じる所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除します。

(1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次の①②のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）を控除

① 人的控除額の差の合計額

② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が 200 万円超の場合

（人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)）の 5%（町民税 3%、県民税 2%）を控除

※この金額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円とします。

(注) 「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

所得税と住民税の人的控除額

単位：円

所得控除		所得税	住民税	差額
納稅義務者の所得金額				
配偶者控除	配偶者	900万円以下	380,000	330,000
		900万円超 950万円以下	260,000	220,000
		950万円超 1,000万円以下	130,000	110,000
	老人配偶者	900万円以下	480,000	380,000
		900万円超 950万円以下	320,000	260,000
		950万円超 1,000万円以下	160,000	130,000
配偶者特別控除	配偶者	900万円以下	380,000	330,000
		360,000	330,000	30,000
		900万円超 950万円以下	260,000	220,000
	老人配偶者	240,000	220,000	20,000
		950万円超 1,000万円以下	130,000	110,000
		120,000	110,000	10,000

所 得 控 除		所 得 税	住 民 税	差 額
扶 養 控 除	一 般 扶 養	380,000	330,000	50,000
	特 定 扶 養	630,000	450,000	180,000
	老 人 扶 養	480,000	380,000	100,000
	同 居 老 親 等	580,000	450,000	130,000
障害者控除	普 通 障 害	270,000	260,000	10,000
	特 别 障 害	400,000	300,000	100,000
	同 居 特 别 障 害	750,000	530,000	220,000
寡婦・ひとり親控除	寡婦・ひとり親（父）	270,000	260,000	10,000
	ひとり親（母）	350,000	300,000	50,000
勤 劳 学 生 控 除		270,000	260,000	10,000
基 础 控 除	(合計所得 2,400 万円以下)	480,000	430,000	50,000
	(合計所得 2,400 万円超 2,450 万円以下)	320,000	290,000	
	(合計所得 2,450 万円超 2,500 万円以下)	160,000	150,000	

※税源移譲時の控除額を適用するため、現在の控除額と一致していない場合があります。

記入例 (表)

市町村民税
道府県民税

申告書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。	の住所 フリガナ	氏名	個人番号
提出年月日 年 月 日	生年 明・大・昭 月日 平・令	世帯主の氏名	統柄
			基本コード
	住所コード	※記入不要	※記入不要
	行政区コード	※記入不要	※記入不要
	納組コード	※記入不要	世帯コード
		※記入不要	

1

3 所得から差し引かれる金額に関する事項		
13 社会保険料控除	社会保険の種類 源泉徴収票のとおり	支払った保険料 80,000 円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

17~19 車両控除、ひとり親控除、勤労学生控除	寡婦控除 死別 生死不明 離婚 未帰還	19 勤労学生控除 (学校名)
--------------------------	---------------------------	--------------------

20 障害者控除	1 氏名 個人番号	障害の程度 級度
	2 氏名 個人番号	障害の程度 級度

21~22 配偶者控除	21 配偶者 氏名 長泉 花子	22 生年月日 明・大・昭 30・12・30 配偶者の年齢 0 円
-------------	-----------------------	---

23~24 扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 同居・別居の区分 □同居 □別居 統柄
	2 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 同居・別居の区分 □同居 □別居 統柄
	3 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 同居・別居の区分 □同居 □別居 統柄
	4 氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 同居・別居の区分 □同居 □別居 統柄

1~6 空戦、空襲、空爆の被撃外親族	1 氏名 個人番号	生年月日 平・令 同居・別居の区分 □同居 □別居 統柄
	2 氏名 個人番号	生年月日 平・令 同居・別居の区分 □同居 □別居 統柄
	3 氏名 個人番号	生年月日 平・令 同居・別居の区分 □同居 □別居 統柄

25 雜損控除	損害の原因 損害年月日 損害金額 内	損害を受けた資産の種類 保険金などで補填される金額 内
26 医療費控除	支払った医療費等 内	保険金などで補填される金額 内

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業 農業 不動産 利子 配当 給与 公的年金等 雜業 その他 総合譲渡 長期 一時	ア イ ウ エ オ カ キ ケ コ サ シ	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
	1,200,000		
	1,100,000		

2

2 所得金額	事業 農業 不動産 利子 配当 給与 公的年金等 雜業 その他 合計 (7)+(8)+(9)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
	550,000		
	100,000		

3

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除 特定親族特別控除 基礎控除 13から25までの計 雑損控除 医療費控除 合計	⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰~⑲ ⑲~⑳ ⑳~㉓ ㉓~㉔ ㉔~㉕ ㉕~㉖ ㉖~㉗ ㉗~㉘ ㉘~㉙ ㉙~㉚ ㉚~㉛ ㉛~㉜ ㉜~㉝ ㉝~㉞ ㉞~㉞	80,000 650,000 330,000 430,000 17,500 857,500
----------------	---	---	--

4

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法	□ 給与から差し引く(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)
6 楙考	個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

5

6

記載要領 申告書（表）

①申告者について

申告者の住所、氏名、個人番号などを記入してください。

電話番号は日中連絡がとれる番号（携帯電話可）を記入してください。

「1月1日現在の住所」欄には、令和8年1月1日の住所が現住所と異なる場合に記入してください。

②収入金額等について

源泉徴収票の支払金額等を参考に、収入の種類ごとに収入金額を記入してください。

（記入例は給与収入と年金収入がある方の場合です）

③所得金額について

5ページ以降の所得金額の計算方法等をもとに所得金額を計算し、所得の種類ごとに所得金額を記入してください。

④所得から差し引かれる金額に関する事項について

源泉徴収票があれば、源泉徴収票に記載されている控除を記入してください。源泉徴収票に記載がない控除があればそれも記入します。

⑤所得から差し引かれる金額について

④で記入した控除について、7ページ以降を参考に控除額を求め記入します。

⑥町民税・県民税の納税方法について

給与や公的年金等に係る所得とそれ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する町民税・県民税を、給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付（普通徴収）かを選択できます。希望する方法の□にレ（チェック）を記入してください。

記入例（裏）

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項						
		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一時						ハ

11 事業専従者に関する事項							13 事業税に関する事項					
個人番号	氏名	就削	生年 月日	期・大・明 平・今	専従者給与 (控除)額	内 得	非課税所得 など	所得金額				
							損益計算の特 例適用後の 非課税所得	内 得				
2	アリガナ 氏名	就削	生年 月日	期・大・明 平・今	専従者給与 (控除)額	内 得	事業用 資産の 譲渡損 失など	資産の種類				
							損失額、被災損失額(白)	内 得				
3	アリガナ 氏名	就削	生年 月日	期・大・明 平・今	専従者給与 (控除)額	前年中の 同営業	開始	廃止				
							月	日				
個人番号				従事 月数								
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし	合計額		<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等					

14 寄附金に関する事項	
都道府県、市区町村分 (条例指定対象)	円
住所地の共同募金会、直販部会・都道府県、市区町村分 (条例指定対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

15 所得金額調整控除に関する事項						
フリガナ	姓	生年 月日	男・大・婚 半・女	配偶者に 該当する場合	制度	制度の 併用
氏名						
個人番号						

記載要領 申告書（裏）

⑦給与所得の内訳について

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は月別の収入金額や賞与額等を記入し、給与収入の合計額を申告書（表）の収入金額等の給与欄（カ）に記入してください。

⑧配当所得に関する事項について

「収入金額」は、税額が差し引かれる前の金額を記入してください。「必要経費」は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子の金額を記入してください。

⑨雑所得（公的年金等以外）に関する事項について

種目には、原稿料、シルバー人材センター分配金、個人年金などと記入してください。生命保険契約の年金などは、生命保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

⑩事業専従者に関する事項について

生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳以上に限る）で、あなたの事業に専ら従事した方がいる場合に、その方の氏名、続柄、生年月日、個人番号、専従者給与（控除）額、従事月数を記入してください。

白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次のアかイのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000円（配偶者以外の場合は500,000円）

イ 事業専従者控除額を差し引く前の所得金額 ÷ (事業専従者の数 + 1)

⑪寄付金に関する事項について

令和7年中に次のアからウの団体に対して支払った寄付金の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。なお、アの団体に支払った寄付金のうち、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行ったものについては、申告書を提出することで特例の適用を受けることができなくなります。寄附金税額控除を受けようとする場合は、寄附金もあわせて申告し、寄附金の受領証を添付してください。

ア 都道府県、市区町村分

イ 住所地の共同募金会、日赤支部分

ウ 条例指定分（県・市）